

福彩支援ニュース 第13号

2016.12



発行：福島原発さいたま訴訟を支援する会（略称：福彩支援）

ウェブサイト <http://fukusaishien.com/>

電子メール apply@fukusaishien.com

郵便振替口座番号 00130-7-550500 郵便振替口座名：福彩支援

【連絡先】

吉廣慶子（みさと法律事務所） 341-0024 三郷市三郷1-13-12 MTビル2F みさと法律事務所 tel:048-960-0591 fax:048-960-0592

北浦恵美 tel:04-2943-7578 fax:04-2943-7582

責任論の論議を尽くし、 焦点は「損害論」へ



次回期日は

2017年 **1/11** (水)!

15時開廷

★傍聴希望の方は、14:20までに
さいたま地裁B棟前にお越し下さい。

第13回期日(2016/10/5)報告

福彩支援事務局

2016年10月5日の福彩訴訟第13回期日は、41名の方が傍聴にお運びくださいました。裁判所側は、最近傍聴人が定員を下回って抽選が不要だったとして、この日の傍聴券を配布しませんでした。続々と駆けつける傍聴希望者に、職員は焦りながら何度も人数を数え直し。結果的にあと一名で満席、となる熱気でした。支援者の皆さま、次回期日こそ傍聴席を溢れさせて裁判所を大慌てさせましょう！

第13回期日では、原告側弁護団から、東電・国の責任を追及する意見陳述が行われました。2002年の「三陸沖から房総半島にかけての地震活動の長期評価について（以下「長期評価」と略）」の策定・発表を受

けて、国は敷地高さを超える津波高に対する対策を講じるべきであり、遅くとも2006年までに防災対策に着手していれば2009年までには整えられたはずであること、等を指摘しました。また被告東電も「長期評価」を受けて非常用電源を確保する等の安全対策を講じるべきだったのに何の対策もしなかったこと。国の規制による対策が義務づけられていなかったのだから仕方なかった、と反論することは許されない、と厳しく指摘しました。

意見陳述の終了後、被告国が提出した第11準備書面（弁護団によれば、相変わらず「国に東電の監督権限はなかった」「対策の法的義務はなかった」という言い逃れの内容とのこと）について、確認のやりとりがありました。その後、裁判長が「責任論についてはこれくらいですね」と発言し、原告被告双方の反論・主張がどの程度かかるかについて質問があり、立証についても準備を、との指示がありました。

その後行われた報告集会では、13回期日のやり取りに関する説明が弁護団からあり、今後は、専門家の証言や現地検証、個々の原告の方々の被害を具体的に主張していく原告本人尋問が焦点となる、という見通しが語られました。また12月中旬には、第4次追加提訴を準備している、との報告がありました。新たに加わるのは双葉町を中心に10世帯で、今後は個別の被害を裁判所に提出していく段階なので、追加提訴は、第4次が最後となりそうです。

続けて、駆けつけてくださった群馬、山形、福島、千葉の弁護団・原告団からの報告がありました。

群馬訴訟は、いよいよ10月31日に結審となり、各地で行われている集団訴訟の中で一番早く判決が出るだろう、ということでした。前橋地裁は現地検証も行い、裁判長が、結審を引き延ばそうとする東電、国らの主張を退けたこと、などが報告されました。

222世帯743名と原告者数が群を抜く**山形訴訟**の弁護団からは、それぞれの原告の方々が、どれだけ大変な被害を受けてきたかを陳述書にまとめる作業が、骨が折れるけれど、とても重要であるという経験が話されました。

また、**福島なりわい訴訟**（『生業（なりわい）を返せ、地域を返せ！』福島原発訴訟）原告団事務局長の**服部浩幸さん**からも、これから、群馬、千葉、なりわい、などが判決を迎え、必ずや、全国の皆さんの力となるような判決を得て、共にがんばっていかう、というとても力強いメッセージをいただきました。

千葉訴訟からは、結審が1月となったこと、原告本人尋問を聞いていない裁判長が判決を書こうとしている現状を報告し、10万人規模で「公正な判決を求める署名」を集めているので、ご協力をお願いしたい、というアピールがありました。

各地での裁判の動きを見守り、必ず正義の判決を得られるよう協力をしていきたいと思えます。裁判所が原告の被った被害と苦しみ、そして強い思いを真っ正面から受け止め、適正かつ迅速な審理をおこない、公正で正義にかなった判決を下すことを強く求めます。

次期期日は、1月11日（水）15時開廷。

その次は、3月22日（水）15時開廷です。

皆様の引き続きのご支援をどうぞよろしくお願いいたします。どうぞ次回の期日にも皆様おいでいただき、原告・弁護団を応援してください。

「公正な判決を求める署名」へのご協力にも感謝です。

第一次集約を9月末としましたが、一万筆の署名を目指し、期間を延長して呼びかけを継続することになりました。

皆さまぜひご協力ください。

署名用紙は以下のWEBサイトにもPDFファイルで掲載されています。

<http://fukusaishien.com/archives/549>

これからも、皆様のご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

第13回期日 原告代理人弁護士意見陳述書(全文)

平成26年（ワ）第501号ほか

原告 20世帯68名

被告 国、東京電力ホールディングス株式会社
代理人意見陳述

平成28年10月5日

さいたま地方裁判所第2民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 吉廣 慶子 外

〈編集者注〉紙幅の都合で、以下の意見陳述書が前提としている準備書面の掲載は割愛しています。ご諒承ください。

原告第32、33準備書面の内容について述べます。

1 被告国の責任について

(1) 原告らはこれまで、「福島第一原発の主要建屋の敷地高さ（O.P.+10メートル／O.P.=小名浜港平均海面）を超える津波」に対して、必要な防護措置を取らなかったことが、被告らの過失であると主張してきました。

そして、被告国の主張によれば、原子力発電所の津波対策に関する基本設計は「敷地高さを想定される津波高さ以上のものとして津波の浸入を防ぐことを基本

とし、津波に対する他の事故防止対策も考慮して、津波による浸水等によって施設の安全機能が重要な影響を受けるおそれがないものとする」ととされています。原告らが繰り返し主張してきたように、2002年の「長期評価」の発表により、福島第一原発に「敷地高さを超える津波」を想定することが可能となりました。したがって、「長期評価」を受け、被告国は被告東電をはじめとする電気事業者に対し、この知見に基づいても「敷地高さを想定される津波高さ以上のものとして津波の浸入を防ぐ」というだけで津波対策が十分であるか否かを確認し、敷地高さを超えて到来する津波に対しても施設の安全機能が重要な影響を受けないよう防護措置を取ることを命じる義務がありました。被告国には、原発の安全設計に関する思想の発展や、地震や津波に関する知見の進展など日進月歩の科学・技術に即応し、「適時にかつ適切に」規制権限を行使する、という義務があるのですから、「長期評価」により、「原発の立地地点を想定される津波の高さ以上にすること」のみで原発の安全を確保することが困難であることが分かった時点で、津波に対するそれ以外の事故防止対策も考慮した安全対策の規制を行うべきだったのです。

これに対して、被告国は、「敷地高さを超える津波というだけでは、具体的な回避措置を講じることはできない」と反論します。しかし、被告国の規制権限行使の違法性の有無は、知見の進展に即応して、「津波による浸水により施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう適切な措置を講ずる」べく、電気事業者に対して適時適切に規制権限を行使したか否かで判断されます。この命令を受けた原発事業者において具体的な工事が実現可能だったかどうかは、「被告国の被告東電への権限行使によって、本件事故を回避することができたか」という視点から検討すべき事柄です。

第32準備書面では、「被告国の被告東電への権限行使によって、本件事故を回避することができたか」ということも具体的に述べています。ここでは、その内容を述べます。

(2) 第1に、非常用電源設備等が設置されているタービン建屋に津波が侵入しないよう、防水対策を取ることが挙げられます。これは、タービン建屋の人の出入り口、大物（機器）搬入口などに、強度強化扉と水密

扉の二重扉を設置したり、換気空調系ルーバーなどの開口部の水密化対策工事を行ったりするというもので、いずれも工期見込みは2年～3年です。

第2に、タービン建屋内に海水が浸入する場合に備えて、非常用ディーゼル発電機や配電盤等の重要機器が設置されている機械室の出入り口に水密扉を設置するなどの工事があります。この工期見込みは2年です。

第3に、タービン建屋内の非常用ディーゼル発電機等が浸水によって機能を喪失した場合に備えて、非常用発電機や配電盤、計器類のための非常用電池を、福島第一原発の海とは反対側にある O.P. + 32メートルの高台に設置します。この工期見込みは2年～2年半です。

第4に、非常用ディーゼル発電機が機能喪失した場合に備えて、交流電源車、直流電源車等の緊急車輛を配備することが挙げられます。このための工期見込みは2年です。

第5に、海水を使用した冷却機能を喪失した場合に備えて、最終ヒートシンクの代替設備として、淡水貯槽の設置、空冷熱交換器の配備等が挙げられます。これらの対策の工期見込みは、2年から3年です。

このように、2002年以降、遅くとも2006年までに今述べたような工事に着手すれば、遅くとも2009年には、すべての工事を完了することができました。被告国が被告東電に対し、「長期評価」の発表後、速やかに適切な措置を講じるよう必要な権限を行使していれば、被告東電は必要な津波対策を本件事故発生までに完了させることができたのです。

(3) したがって、2002年に「長期評価」が発表された後、被告国が速やかに、電気事業者に対し、原子力発電所の敷地高さを超える津波による浸水から重要な機器設備の安全性を確保するために適切な措置を取ることを義務付け、被告東電に対しても適切な監督権限を行使していれば、福島一原子力発電所において、本件事故を回避することができました。それにもかかわらず、権限行使を怠っていた被告国の責任は重大です。

2 被告東電の責任について

被告東電も、自らが設置・運営した原子力発電所の安全性を維持する義務を負っています。原発設置後の科学的知見の進展によって新たに津波の到来可能性を認識できる状態に至った場合には、そのような津波に対する対策を具体的に検討し、結果回避措置を講じる義務がありました。

そして、被告東電もまた、これまで述べてきたような防護措置を取ることが可能だったのです。

被告国からの命令の有無にかかわらず、2002年の「長期評価」の発表後速やかに、福島第一原発について自ら津波の想定を試算し、これまで述べてきたような対策をしていれば、本件事故を回避することができたのです。それにもかかわらず、被告東電はなんの対策も講じませんでした。被告東電は、本件当時、非常用ディーゼル発電機や配電盤等を複数設置していましたが、そのほとんどを同じ部屋（地下階）に設置していたがために、いざ非常時で、非常用電源が必要だという段になったとき、すべての電源設備が浸水の影響により機能を喪失してしまったのです。省令でも特に電源設備の重要性は考慮され、「多重性、独立性」が要請されていたにもかかわらず、原子炉の命綱とも言うべきその非常用電源設備を、分散配置もせず防災設備もないまま置いておくなどというずさんな管理を行っていた被告東電の責任は重大です。

被告東電は、被告国の規制により、敷地高さを超える津波に対する対策が義務付けられていなかったのだから、対策を取っていなかったことも仕方なかったのだと反論するかもしれませんが、しかし、既に述べたように、被告東電もまた、原子力事業者として、科学技術の進展に即応した安全措置を講じることが求められているのですから、被告国から対策を取るよう義務付けられなかったことが、免責の理由にはなりません。被告東電が必要な対策を怠っていたこともまた、明らかなのです。

以上



福彩訴訟・第4次追加提訴が、12/13に合流

2014年3月、6世帯16名でスタートした「福島原発さいたま訴訟」（略称：福彩訴訟）は、15年1月の第2次追加提訴、15年8月の第3次追加提訴を経て、2016年11月末時点で、原告数20世帯75名となりました。さらに2016年12月13日、**第4次追加提訴で10世帯24人の原告が新たに加わり、原告の累計数は30世帯99名にのぼります。**

弁護団としては、2017年から原告陳述書の作成にかかることもあって、これ以上の追加提訴はしない方針で、100名に迫る原告の、これからの闘いをしっかりと支援したいと思います。



群馬訴訟10/31に結審、3月に判決

福島第1原発事故に伴う群馬県内への避難者ら45世帯137人が、東電と国に損害賠償を求めていた**群馬訴訟（前橋地裁：原道子裁判長）は、10月31日に結審**しました。同様の訴訟は全国28カ所（原告数：約1万2000人）で起こされており、群馬訴訟は、その中でも最も早く結審しました。**判決は来年3月17日**で、福島原発事故関連の損害賠償訴訟として全国初の判決が出ることになります。

群馬訴訟は2013年9月に提訴。双方が準備書面などで主張するほか、2015年5月～2016年2月に原告計41名の本人尋問を実施。5月には全国2例目となる福島県内での現地検証を行っています。

原告側は、東電と国が安全対策を先送りし、適切な津波対策も講じなかった結果、事故で住民らが避難生活を余儀なくされ、精神的苦痛を受けたとして、1人当たり1100万円の支払いを求めています。

福島原発関連の損害賠償訴訟では、千葉訴訟（千葉地裁）が2017年1月31日に結審する予定です。



第1回「拡大原告交流会」の報告

福彩支援事務局

2016年のしめくくりとして、12月4日に、原告・弁護士・福彩支援事務局が今後の展望を語り合う拡大原告交流会が開催されました。それまでの交流会は裁判期日にあわせて平日開催でしたが、より多くの方が参加できるように休日開催としました。参加者は原告と弁護士、支援者あわせて17名。12月13日の第4次訴訟に参加される3名の方も参加されました。

飯舘（いいたて）村から避難し、第4次追加提訴に参加された90歳の男性は、「飯舘村は廃藩置県で各地から追われた人たちが集まって作った村だ。だからほんとうに平等で民主的な村だった。わたしは椎茸の原木販売をしていて“日本一の原木”と言われたものだが、原発事故でだれも買わなくなってね」と無念の思いを語られました。

事務局のメンバーからは、「農業については復興が議論されているけれど、林業については話が出ない。広範囲に放射能汚染された山林をどうするのか。汚染された木材を燃料チップ化するという話を聞くけれど、その事業を受けるのは東電系の企業らしい。知らないところでとんでもない話が進んでいる」と発言がありました。

震災被害支援団体によるアンケートによれば、福島原発事故のあと、福島県から埼玉県に避難した方々は、多いときは7,600人に上りましたが、2015年春の段階では4,900人ほど。そのうち福島に帰ろうという方は2割。避難先に住むという方が3割。残りの5割は未定という状態だということです。

現在は福島県の三春町で生活し、新幹線で駆けつけてくださった女性原告は「浪江町から避難して春日部で暮らしていたけれど、埼玉は暑くて暑くて…。高齢の母が不憫で福島県の三春町に移りました。双葉町出身の母は百歳で亡くなり、借り上げ住宅も住み続けるのが難しく、これからどう暮らしていくのか。夫婦間でなかなか意見がまとまらず大変です」。

「今後の生活を描けないまま、家族がバラバラになってしまった家庭は少なくないんですよ」と避難者

支援に取り組む事務局メンバー。南相馬から避難した原告は埼玉県内に新居を構えましたが「家も土地も福島の半分以下です。同じ広さを求めたら3倍以上の値段になってしまうから」。

いわき市から自主避難している女性は、「ひとりでこの先を乗り越えていくのはきつい。子育てとか、やらなきゃいけないことが山のようにあるので。いつも裁判で緊張しているのではなく、みんなでゆっくり話すことができればリラックスできるのではないかと思います」。

第4次追加提訴に参加する男性は、「原発に15年ほどいたけれど、東電を信用できない。さまざまな事故隠しも見て来たからね。廃炉だなんて言っているけれど、メルトダウンした核燃料なんて、取り出すどころか、どんな金属も溶かしてしまうほどの高温ですよ。裁判をしたかったけれど、一人や二人では勝てない。最初は「裁判」って言ってた方も、長い期間がかかるとわかれば、一人、二人と抜けていく。逆に国と東電はぴったりとくっついている。そこを何とかしたいと思うんだけど」。

富岡町から避難し第1次訴訟から参加している女性は、親が郡山の仮設住宅に住んでいたため、家のことがたいへんで、なかなか訴訟に参加できなかった、と語られました。

「避難してきた時、子どもは小学校5年生。とにかく“いじめ”を怖れて、福島から来たことを絶対に知られないよう、車のナンバープレートまで変えました」。別の原告が、「避難先で仲良くなった母親から、“お金もらってるんでしょ”と言われて呆然とした。自主避難だから、一銭ももらっていないのに」

事務局のメンバーからは、「心ない言葉を投げかけられた避難者の方からお話をお聞きすると、被災者の苦しみに対する想像力の欠如に、ほんとうに呆然とせざるを得ません」「ぼくは小学校の教員をしているけれど、すべての“いじめ”に通じる根深い問題を感じます」と声があがりました。

今後の訴訟の見通しについて、弁護団のメンバーからは「いままでお待たせしましたが、これからが訴訟の後半戦です。事故原因や事故の予測可能性について

国と東電の過失責任を迫る“責任論”は2016年で終了し、2017年からは、どういう損害がいくらあるのか、どんなに辛い思いをしたのかという“損害論”に焦点を移して、原告が主役の裁判となります。こうした損害については、一人一人事情が異なるので、原告からの聞き取りをして陳述書を作り、あわせて被災地の現地検証を申し立てる予定です。

裁判に原告の本人尋問が入ってくるので、これまで以上に期日が長時間になると思います。長いときは、朝から夕の6時までたっぷりかかるケースも考えられます」。

東京訴訟の本人尋問を傍聴した方は「東京訴訟では、100人ほど傍聴席があって、準備書面のやりとりなどでは傍聴席がガラガラだったのに、本人尋問がはじまったとたんに満席となって、交替で傍聴をする熱気となりました。聞いていて、国や東電の弁護士からの質問がひどかったです。全然勉強していないと感じました。“線量はこんなに下がっているじゃないですか”といった類の質問。ひどい質問に対しては、弁護士が「異議あり！」と反論し、裁判長が助け船を出すこともありました。何よりも満席の傍聴者の怒りや厳しい視線が大きな支えとなっていました。」と報告。弁護団からも、「とにかく、自分の苦境を虚心にお話していただければ大丈夫です。」とコメントがありました。

原告の一人は「裁判に加わって、自分が苦しんでいるのはなぜか。怒りの矛先がはっきりして、気持ちが悪くなった」と語られました。

事務局メンバーから「裁判をすることはわたしたち国民の権利です」の声も。

判決の見通しについて弁護士は、「一審で和解になることはないでしょう。少なくとも一審はあと一～二年かかることとなります。現時点では、3月17日の15時に予定されている群馬訴訟の判決が注目されています。」とコメントされました。

会の締めくくりに、福彩支援代表の北浦より「皆さまのお話をうかがって、さらに支援を頑張らなければ、と思いました。ありがとうございました」と挨拶があり、白熱した交流会が終了しました。

「公正な判決を求める署名」活動について

福彩支援事務局

「公正な判決を求める署名」へのみなさまのご協力にも感謝です。拡大交流会でも署名活動についての質問ができました。当初、第一次集約を2016年9月末としましたが、**一万筆の署名を目指し、期間を延長して呼びかけを継続することになりました**。また、毎年3月は裁判官の移動がある時期で、せっかく集めた署名を提出しても、その後に裁判官が代わってしまうと、効果が薄れてしまうので、原告の本人陳述が本格化する2017年なかばまで提出を延ばし、さらなる署名を募ることとしました。

署名用紙は以下のWEBサイトにもPDFファイルで掲載されています。

<http://fukusaishien.com/archives/549>

みなさま、どうぞよろしく願い申し上げます。

***以下は署名とともに事務局に送られてきた支援者のメッセージです。**

「福島原発さいたま訴訟、勝利するまで頑張りましょう」(M)

「日頃、御苦勞様です。福島県では、甲状腺ガン、疑いの子らが173人にも昇り、それなのに甲状腺検査も縮小の検討。原発事故の責任と賠償、再発防止の追求の他にも、埼玉県内へ避難した方々の子どもの健康も気になるところです……☆筆数は76筆です。よろしく願い申し上げます。」(Y.K)

「支援する会の皆様連日のきびしい闘い、ごくろうさまです。地裁の傍聴にも行けず、なかなか行動できないことを申し訳なく思っております。

8/27に和光市の教職員対象に憲法カフェを開きまして、その時集まった方々に訴え、署名をお願いしました。わたしの手元にもどった分を、郵送します。7枚35筆ですが…。

他にも何人か持参して集めて、そちらに送ってもらうように依頼してもらいますので、送られているかと思えます。コピーもして少ないですが…。よろしく願いいたします。」(K.T)



被災者への「社会的虐待」とは

福彩支援事務局 桂川 潤

12月4日の拡大原告交流会で、「子どもがいじめられるのを恐れて、車の福島ナンバーのプレートを変えた」という原告女性の話に、胸がしめつけられました。福島県から横浜市に家族で自主避難した男子生徒が、転入先の小学校でいじめを受けて不登校になった事件が、生々しく思い出されたからです。

「ばいしょう金あるだろと言われむかつくし、ていこうできなかったのもくやしい」

「ていこうするとまたいじめがはじまるとおもってなにもできずにただこわくてしょうがなかった」

「ほうしゃのうだとおもっていつもつらかった。福島の人はいじめられるとおもった」

「なんかいもせんせいに言(お)うとするとむしされてた」

「いままでなんかいも死のうとおもった。でも、しんさいでいっぱい死んだからつらいけどぼくはいきるときめた」

報道された生徒の手記の、血のにじむようなひとと言ひと言に、やりきれない思いを抱きます。しかし、これは「子どものいじめ」の問題なのでしょうか。いじめを訴えても、無視し相手にしなかった先生や学校は、今の日本社会の縮図のように思えてなりません。

早稲田大学災害復興医療人類学研究所の辻内琢也所

長は、2016年春に発表した論文「原発事故災害からの5年を調査実績から振り返る：構造的暴力による社会的虐待」で以下のように述べています。

被害者は自力で再建しようと思っても、失ったものが大きすぎて経済的にも慰謝料や賠償金に依存せざるを得ません。生活が苦しいのは、帰還をせずに避難を選択した自分が悪かったのではないかと思う人までおり、精神的・肉体的にも消耗しています。避難先地域での「嫌な経験」から避難者であることを隠して生活する人も多く、社会的孤立に追い込まれています。このように被害者は、生活や人生の決定権が奪われ、その都度出されるひとつひとつの政策決定に翻弄されていると言え、これこそまさに「社会的虐待」と言えるのではないのでしょうか。

(中略)

原発事故被害者を蹂躪する構造的暴力に抗するには、原発事故による被害を1000年に一度の特殊な事例と見過ごすのではなく、我々の社会が歴史的に生み出してきた社会病理としてとらえることが重要です。

2016年は、障害者に対する無差別殺傷など、日本の社会病理が噴出した年でした。辻内所長は「暴力を“他人事”として無視しない」ことを強く訴えています。さらにひとこと付け加えるなら、ひとたびアクシデントが起これば、わたしたちはいつでも障害者、被災者、避難者となりうる、という想像力も必要でしょう。辻内所長は「(暴力と社会病理の)放置は私達自身の未来を蝕むことになる」と厳しく警告しています。

福島原発さいたま訴訟を支援する会・呼びかけ人 (50音順、2016/9/15現在)

梓澤 和幸 弁護士、NPJ代表
 安藤 聡彦 埼玉大学教授
 石川 逸子 詩人、作家
 池田こみち 環境行政改革フォーラム副代表
 磯野 弥生 東京経済大学現代法学部教授
 井戸川克隆 前双葉町長
 宇都宮健児 元日本弁護士連合会会長
 菊一 敦子 環境・消費者運動
 久野 勝治 星陵大学教授・東京農工大学名誉教授
 小島 力 福島県葛尾村原発賠償集団申立推進会代表、詩人
 後藤 正志 元原発設計技術者・工学博士・NPO法人APAST理事長
 小林 実 十文字学園女子大学短期大学部表現文化学科准教授

肥田舜太郎 医師
 篠永 宣孝 大東文化大学教授
 菅井 益郎 国学院大学教授
 須永 和博 獨協大学外国語学部
 高橋千劔破 作家・文芸評論家、日本ペンクラブ常務理事
 田中 司 立教小学校元校長
 暉峻 淑子 埼玉大学名誉教授
 三浦 衛 図書出版・春風社代表
 松本 昌次 編集者・影書房
 水島 宏明 ジャーナリスト、法政大学教授
 山田 昭次 立教大学名誉教授 (日本近代史)
 渡邊 泉 東京農工大学准教授



「太陽の蓋」自主上映会

▶主催『太陽の蓋』上映実行委員会(委員長=猪股正:弁護士)

太陽の蓋

2017年3月5日(日)

▶会場 **さいたま共済会館**

(浦和駅西口より徒歩10分) さいたま市浦和区岸町7丁目5-14

▶料金 **999円**

お問い合わせ: 090-5406-6100(森)/048-829-7400(SSN・愛甲)

e-mail: apply@fukusaishien.com

13:30 開場 / 14:00 上映開始

14:00~16:10

映画「太陽の蓋」上映(上映時間2時間10分)

映画終了後に福彩訴訟 原告からのアピールがあります。

監督=佐藤 太 / 脚本=長谷川隆

キャスト=北村有起哉、袴田吉彦、中村ゆり、
郭智博、大西信満、三田村邦彦 他

2016年作品 / 上映時間 130分

福島原発事故で故郷を追われ、埼玉県に避難した被災者の有志が、2014年3月、国と東電を被告とする損害賠償請求訴訟「福島原発さいたま訴訟(福彩訴訟)」を提訴しました。福島原発関連の損害賠償訴訟は全国で28件が提訴され、原告は約1万2000人。この3月には、群馬訴訟ではじめての判決が下され、さいたま訴訟も、国と東電の過失責任を追及する「責任論」から、被害の実態を検証する「損害論」へと進んでいます。私たちは毎春、被害の実態と被災者の想いを知っていただきたく上映会と原告の声を聞く集いを開催しています。ぜひ今年もお運びください!

**2011年3月11日午後2時46分、
東日本大震災発生。**

日本は消滅の危機に瀕していた。

全電源喪失の事態に陥った

福島第一原発に、最悪の事態が迫る。

真実に肉薄するポリティカルドラマ。

☞ **支援する会の年会費は一口1,000円です** (口座番号:00130-7-550500 郵便振替口座名:福彩支援)

ご住所、お名前、連絡先(email or お電話番号)を明記の上、お申込みください。会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。

☞ 銀行名:ゆうちょ銀行/金融機関コード:9900/店名:〇一九店(ゼロイチキューテン)/店番:019/預金種目:当座/口座番号:0550500



福島原発さいたま訴訟を支援する会 (略称:福彩支援)

* 吉廣慶子 (みさと法律事務所)

341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MTビル 2F みさと法律事務所 tel: 048-960-0591 fax: 048-960-0592

* 北浦恵美 Email: apply@fukusaishien.com

tel: 04-2943-7578 fax: 04-2943-7582